

業者収集ごみのこれまでの経過と現状

1 業者収集ごみの搬入手数料の改定経過について

【平成 13 年度以前】

業者収集ごみの搬入手数料は、平成 13 年度の持込ごみ搬入手数料への累進制導入時まで、持込ごみ搬入手数料と同一としたうえで、減額措置を講じていた。

【平成 13～16 年度】

一般廃棄物収集運搬業許可業者（以下「許可業者」という。）の 1 回当たりの平均搬入量（1.7t）に持込ごみ搬入手数料の累進制を適用して算出した手数料額（18,400 円）を搬入量で割り戻して 1,000 円/100kg としたうえで、減額措置を講じていた。

【平成 17 年度～】

持込ごみ搬入手数料の累進制は、ごみの排出者と搬入者が基本的に一致するという前提のもとで排出者へのごみ減量・リサイクルのインセンティブを働かせることを目的としたものであるため、排出者（事業者）と搬入者（許可業者）が異なる業者収集ごみについて、許可業者の搬入量にそのまま累進制を適用して搬入手数料を算出するこれまでの手法は妥当でないとし、また、ほとんどの事業者の 1 回当たりの排出量が持込ごみ搬入手数料の第 1 区分の重量におさまることから、持込ごみ搬入手数料の第 1 区分（1,000 円/100kg）を適用することとした。

平成 19 年度以降は、これまで①収集運搬業務の公共性・特殊性、②許可業者の零細性から講じていた減額措置が、許可業者への便益よりも実質的に排出事業者の適正な費用負担を阻害し、結果として排出事業者のごみ減量・リサイクルの意識を希薄にしていたことなどから、平成 25 年度にかけて段階的に当該措置を廃止し、現在に至る。

年度*	持込ごみ 搬入手数料	業者収集ごみ 搬入手数料	(減額措置後) 業者収集ごみ 搬入手数料	業者収集ごみ 契約料金上限	
平成	9	700 円/100kg	700 円/100kg	300 円/100kg	700 円/100L
	10				
	11				
	12				
	13	【第 1 区分：500kg まで】 800 円/100kg	1,000 円/100kg	380 円/100kg	800 円/100L
	14	【第 2 区分：501kg～2,000kg】 1,200 円/100kg			
	15	【第 3 区分：2,001kg～】 1,600 円/100kg			
	16	【第 1 区分：300kg まで】 1,000 円/100kg		500 円/100kg	
	17	【第 2 区分：301kg～1,000kg】 1,400 円/100kg			
	18	【第 3 区分：1,001kg～】 1,800 円/100kg		650 円/100kg	
	19	【第 1 区分：100kg まで】 1,000 円			
	20	【第 2 区分：101kg～600kg】 1,500 円/100kg		800 円/100kg	
	21	【第 3 区分：601kg～】 2,000 円/100kg			
	22	—		(廃止)	
	23	—			
	24	—			
25	—				
26	—				
27	—				

※ 手数料改定があった年度については、改定後の手数料額を掲載。

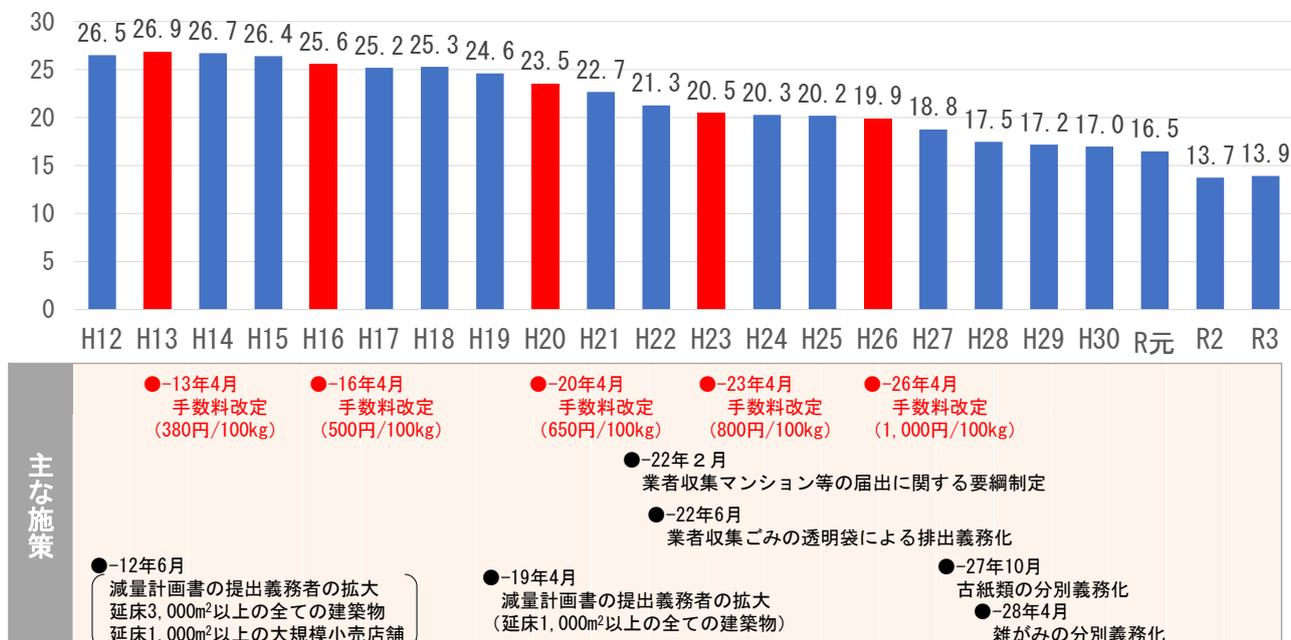
2 業者収集ごみの搬入状況等について

(1) ごみ量及び搬入手数料の推移

業者収集ごみ量は、平成13年度以降、搬入手数料の改定や分別の促進（透明袋による排出義務化や古紙・雑がみの分別義務化）などにより減少傾向であり、令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大幅に減少している。

万トン

業者収集ごみ量の推移



(2) 業者収集ごみ量の内訳 (令和2年度)

ア 内訳

	ごみ量	備考 (推計方法)
業者収集ごみ (焼却)	136,959 トン	搬入実績
うち、事業所	102,300 トン	許可業者と排出者の契約量等に基づいた概算推計であり、100トン単位で丸めた概数 ^{※2}
うち、マンション ^{※1}	34,600 トン	
業者収集ごみ (マンションプラ) ^{※1}	505 トン	搬入実績 ^{※2}

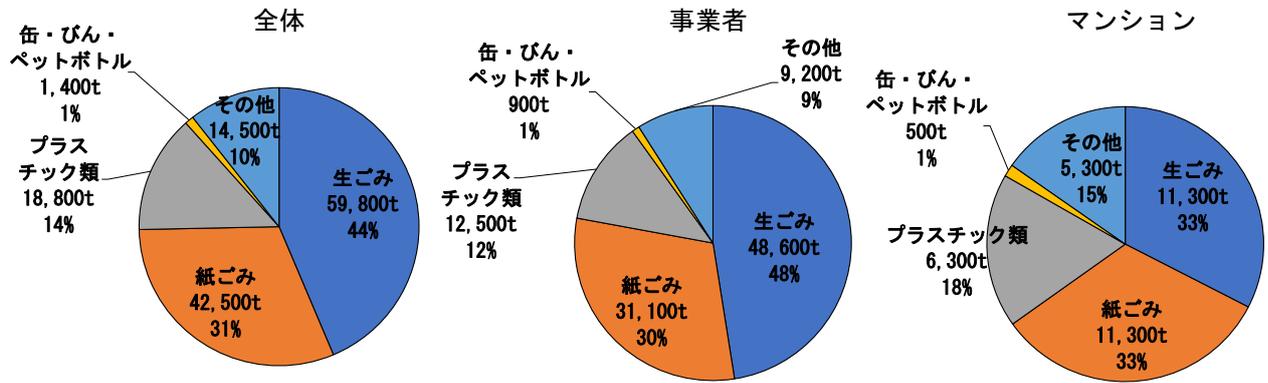
※1 一部のマンションは市収集でなく、許可業者による収集を選択している。

※2 焼却ごみについては、ほぼ全ての許可業者が事業所のごみとマンションのごみを混載して収集・搬入しており、それぞれの量の実績把握が不可能であるのに対し、マンションプラ (マンション等のプラスチック製容器包装) については、焼却ごみと別の車で収集・搬入しており、量の実績把握が可能である。

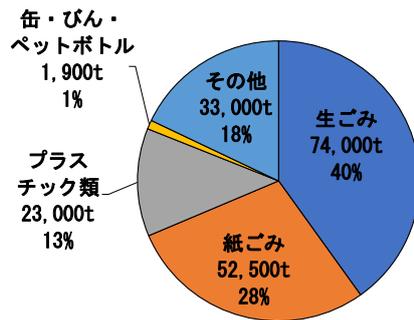
イ 業者収集ごみ (焼却) の組成 (重量比) (令和2年度)

全体では、生ごみが約4割、紙ごみが約3割、プラスチック類が約1割を占めている。事業者と業者収集マンションを別々に見ると、事業者の方が業者収集マンションより生ごみの割合が高く、プラスチック類の割合が低い。

なお、業者収集マンションと市収集 (燃やすごみ) を比較すると、業者収集マンションの方が、紙ごみとプラスチックの割合が高く、生ごみの割合が低い。



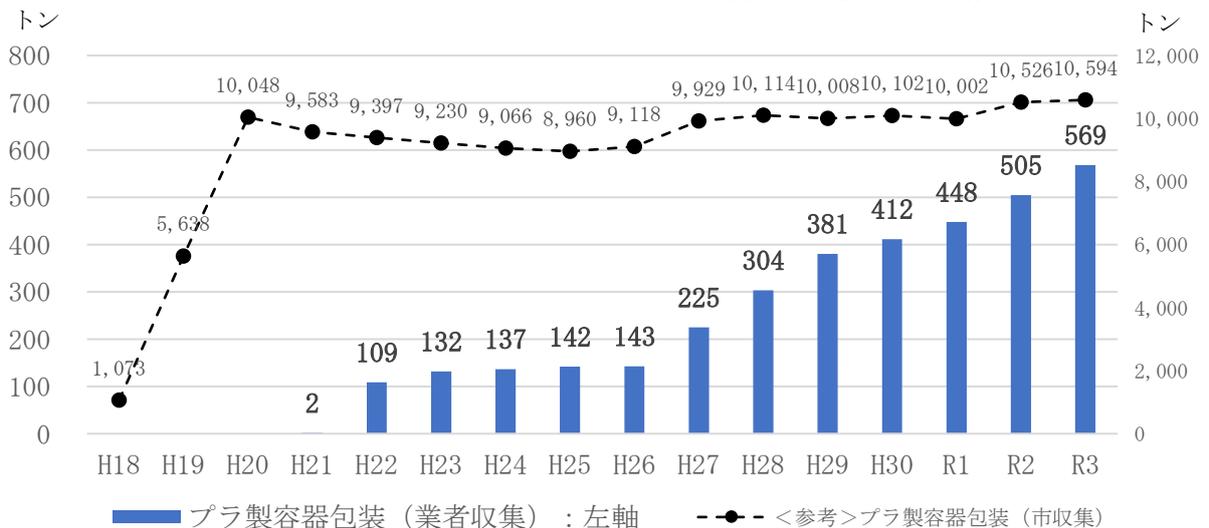
(参考) 燃やすごみ (市収集)



令和2年度京都市細組成調査に基づき推計

ウ マンションプラ (業者収集マンションのプラスチック製容器包装) について
 許可業者が収集するマンションのプラスチック製容器包装については、市が受入を開始して以降、増加傾向である。

業者収集マンションのプラスチック製容器包装の量の推移



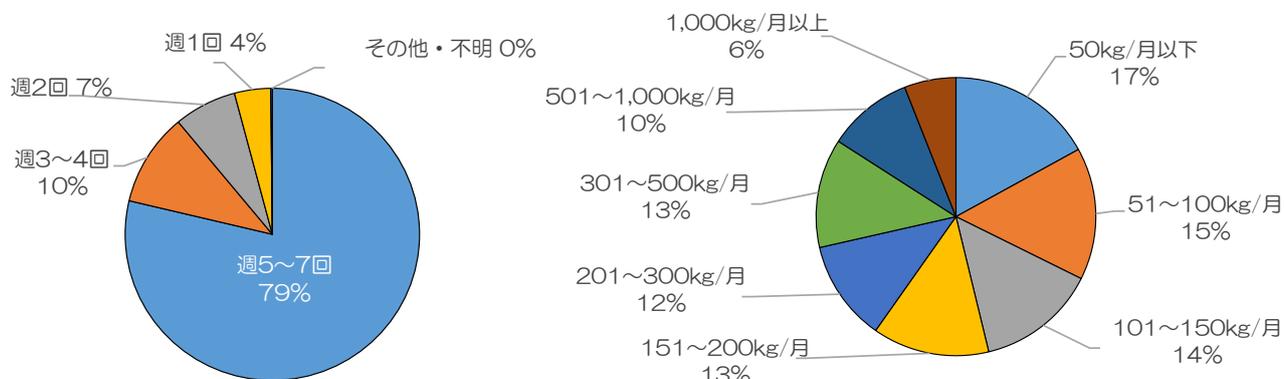
3 業者収集ごみの収集実態について

(1) 契約件数（令和2年度）

30,902 件※（許可業者：75 者）

※ 令和2年度京都市細組成調査に基づき推計（休止中の事業所等を除く）

(2) 契約先の収集頻度及び1か月当たりの排出量（令和2年度）



令和2年度京都市細組成調査に基づき推計

(3) 業者収集マンションについて

(ア) 業者収集マンションの届出数の推移について

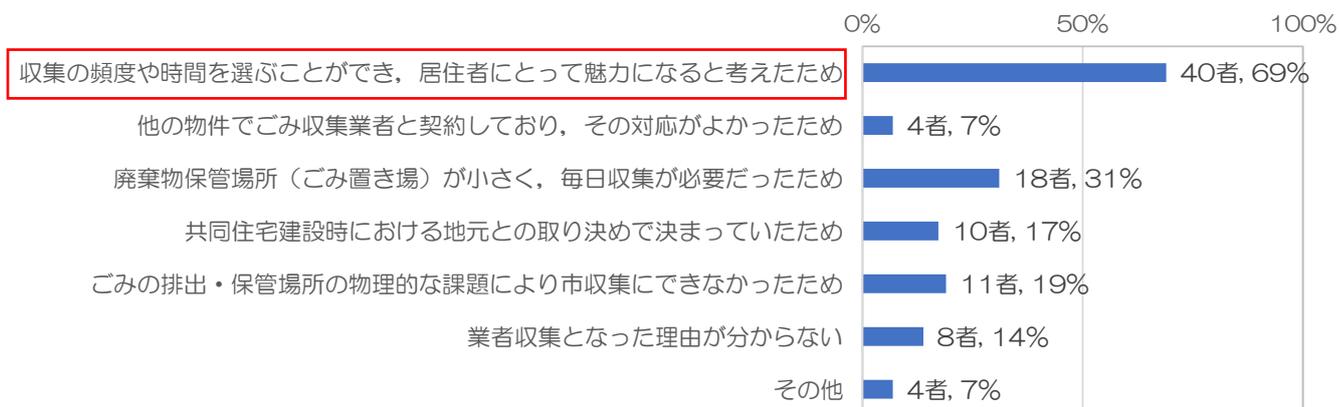
近年、業者収集マンションの件数が増加している。

年度	H28	R3
業者収集マンションの累計届出数（棟数）※	4,778 件	4,980 件

※ 業者収集マンションから排出されるごみの減量と分別・リサイクルを進めるために平成27年度から開始した「共同住宅等分別周知届出」に基づき、本市が把握している業者収集マンションの棟数。

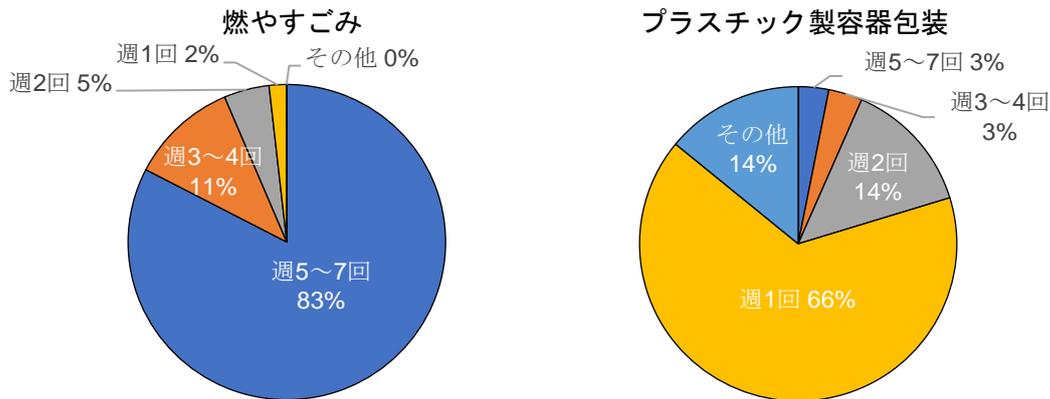
(イ) 共同住宅管理者等が業者収集を選んだ理由：共同住宅管理者等アンケート2(3)(イ)

共同住宅管理者等の約7割が「収集の頻度や時間を選ぶことができ、居住者にとって魅力になると考えたため」と回答している。



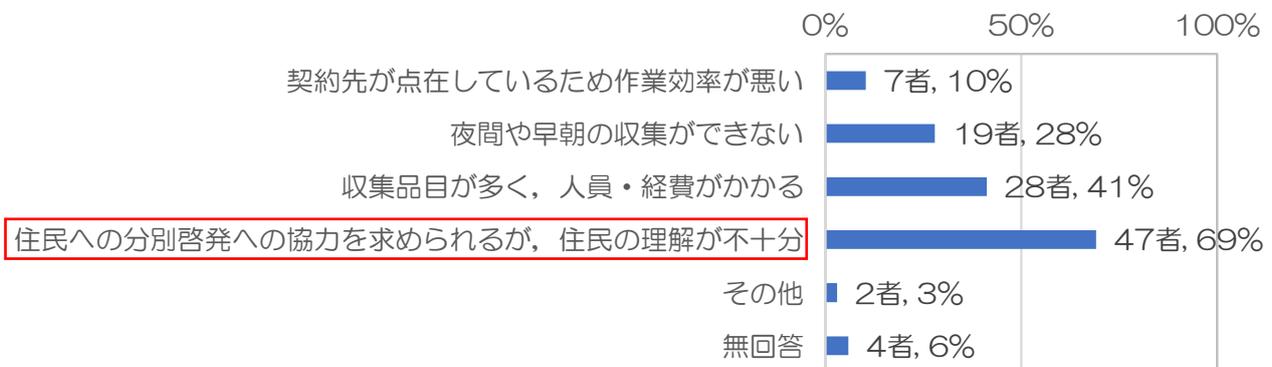
(ウ) 収集頻度：許可業者アンケート 4(1)

燃やすごみについては、マンション等の約8割が「週5～7回」(⇔市収集：週2回)であり、プラスチック製容器包装は約7割が「週1回」(⇔市収集：週1回)である。



(エ) マンションごみ収集の課題：許可業者アンケート 4(4)

住民の分別の理解が不十分であることを課題と考える許可業者が約7割を占める。



(オ) 入居者のごみ出しに関する困りごと：共同住宅管理者等アンケート 5(1)

入居者のごみの分別を課題と考える共同住宅管理者等が約半数を占める。



4 業者収集ごみ搬入手数料の料金体系及び関連する課題について

現状の業者収集ごみの搬入手数料は、ごみの種類に関係なく、持込ごみの搬入手数料の第1区分を適用する形で料金を1,000円/100kgに設定しており、焼却ごみと資源ごみ(プラスチック製容器包装)の2種類のごみがある業者収集マンションも同様である。

許可業者によるマンションごみ収集は、共同住宅管理者及びその入居者にとって利点があり、件数も増加している一方、組成調査からは、業者収集マンションの燃やすごみの中に、リサイクル可能なプラスチック類が比較的多く含まれることもわかっており、入居者の分別状況を課題認識している共同住宅管理者等や許可業者も多い。